

令和2年度

港湾における外来トレーラーの自働走行に係る実証事業

実証事業実施場所 公募要領

■応募期間

令和2年4月1日（水）～令和2年4月30日（木）
午後5時必着

■問い合わせ先

国土交通省港湾局港湾経済課港湾物流戦略室 門井、中村、高橋
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線 46-854、46-643、46-855）
03-5253-8628（直通）

Eメール:kadoi-y86s3@mlit.go.jp

nakamura-s86s3@mlit.go.jp

takahashi-e2km@mlit.go.jp

<目次>

1. 事業の概要	
1. 1 背景・目的	2
1. 2 実証事業の概要	2
2. 応募の要件	
2. 1 応募資格	4
2. 2 応募要件	4
3. 応募方法	
3. 1 応募方法	5
4. 今後の流れ	
4. 1 実証事業実施場所の選定	6
4. 2 実証事業の実施	6

1. 事業の概要

1. 1 背景、目的

コンテナターミナルのゲート前での外来トレーラーの待機時間の長時間化や、これに伴うトレーラーの回転率の低下、ドライバーの海コン離れ、コンテナ輸送力の減少が問題となっている。これらの問題を解決するため、待機時間の短縮を図るとともに、外来トレーラーの自動化により、ドライバーの労働環境の改善を図り、コンテナ輸送力を維持する必要がある。

このため、国土交通省港湾局（以下「港湾局」という。）では、港湾において自働運転トレーラーを導入する際に必要となる事項を検証し、自働運転トレーラーの導入環境を整備することを目的として、先導的な実証事業実施場所を募集する。

1. 2 実証事業の概要

(1) 実証事業実施場所・方法

実証事業実施場所は、応募者の提案によるものとする。実証事業の実施内容は、港湾局が策定するものとする。

実証事業実施場所のイメージは参考資料を参照すること。

(2) 実証事業の時期と期間

選定された実証事業実施場所1箇所において、令和2年6月から令和5年3月までの約3年間実施する。

(3) 関係者の役割分担（費用を含む）

- ①応募者：応募書類の作成、模擬フィールド*用地の提供、地元関係者調整
- ②港湾局：実証事業の実施、模擬フィールドの整備、車両メーカーとの調整
- ③車両メーカー：自働走行車両の開発・提供・点検保守
- ④ターミナル：実証事業実施場所の提供・管理、実証事業計画書の作成への協力

※コンテナターミナル以外の場所に、コンテナターミナルを再現し、自働運転トレーラーを走行させるための用地

(4) 検証項目

今後、港湾局において策定予定。

<検証項目（例）>

- ①直進走行精度・走行停止精度
- ②通路からはみ出し防止
- ③コンテナ積付精度

- ④固定物との衝突防止
- ⑤荷役機器との衝突防止
- ⑥車両追い越し時の衝突防止

(5) 情報の公表・公開

実証事業に係る計画及び結果の概要は、国土交通省が開催する検討委員会の資料として公表するものとし、一部の実証事業は報道関係者へ公開するものとする。

また、本事業について広く一般に紹介するため、国土交通省のホームページ、パンフレット等に事業内容に関する情報を使用することがある。

ただし、応募申請書に記載された内容等について、応募者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、応募者が申し出た場合、原則公開は行わない。

2. 応募の要件

2. 1 応募資格

港湾管理者

2. 2 応募要件

(1) 実証事業実施場所の要件

臨港地区内であり、かつ、道路交通法の適用を受けない場所であること。

コンテナターミナルのゲート前での外来トレーラーの待機時間が長時間化していること。

(2) コンテナターミナルの要件

車両開発に必要なデータの収集及び、自働運転トレーラーの走行について、関係するターミナル借受者及び港湾運送事業者の説明し、無償での提供について了解を得ていること。

なお、時間的な制約や空間的な制約がある場合は、申請書にその旨記載すること。

(3) 模擬フィールドの要件

①所有者の許可を得ており、国の実証期間中、常時利用可能であること。

②直線距離で50m×100m以上あること。

③舗装されており、コンテナの蔵置や外来トレーラーの走行が可能なこと。

④無償で提供すること。

3. 応募方法

3. 1 応募方法

(1) 提出書類

様式1の応募申請書に必要事項を記入の上、提出すること。

(2) 提出方法

応募書類は、紙及び電子媒体（CD-R等）にて、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出下さい。郵送（書留郵便を除く。）又は電送（電子メール、ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

(3) 提出期限

令和2年4月30日（木）午後5時（必着）

(4) 提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省港湾局港湾経済課 港湾物流戦略室 中村、高橋

電話：03-5253-8111（内線 46-643、46-855） 03-5253-8628（直通）

4. 応募後の流れ

4. 1 実証事業実施場所の選定

(1) 評価・審査の観点

募集期間中に応募のあった実証事業実施場所については、以下の観点に基づき、評価・審査の上、選定する。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、応募者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合がある。

<評価・審査の観点>

- ① 応募の要件を満たしていること
- ② 実証実験を実施する上での制約の程度
- ③ 地元の関係者の協力の程度

(2) 選定方法

応募書類に基づき、学識経験者等で構成される検討委員会において応募要件・評価基準に係る審議を行い、その結果を聴取した上で、港湾局が実証事業実施場所を選定する。なお、応募状況によっては応募要件を満たしていても選定出来ない場合がある。

(3) 結果の通知

選定の結果については、応募者全員に対して書面により通知する。通知は、5月中を予定している。

(4) 選定後の変更等

応募書類の内容変更を行う場合には、あらかじめ港湾局に変更申請書を提出し、許可を得ること。また、選定後の具体的な協議により、実証実験の実施が不可能と判断される場合には、選定を取り消す場合がある。

4. 2 実証事業の実施

選定された応募者は、港湾局からの委託を受けた者が実施する実証事業の工程、実証内容、連絡体制等の具体的な内容をまとめた詳細な実証事業計画書の作成及び関係者調整に協力すること。